

## 認証の詳細

### <幼児用三輪車>

#### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

表 6 : 型式確認試験の有効期限

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

#### 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

表 11 : ロット認証の申請手数料

表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

製造設備	技術上の基準
<ul style="list-style-type: none"><li>1. 合成樹脂成形設備</li><li>2. 鋼管（鋼管）切断設備</li><li>3. 曲げ加工設備</li><li>4. 穴あけ設備</li><li>5. プレス加工設備</li><li>6. 塗装設備</li><li>7. 組立設備</li></ul> <p>ただし、合成樹脂成形、鋼管（鋼管）切断、曲げ加工、穴あけ、プレス加工及び塗装設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品の供給を受ける者であって製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 適切に成形ができること。</li><li>2. 適切に切断ができること。</li><li>3. 適切に曲げ加工があげられること。</li><li>4. 適切に穴あけ加工ができること。</li><li>5. 適切にプレス加工ができること。</li><li>6. 適切に塗装ができること。</li><li>7. 適切に組立てができる作業工具等の設備を備えていること。</li></ul>

表 2 : 検査設備基準

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備	1. 重すい(約 100×150mm の接地面を有する質量 20kg のもの)、ノギス (150mm まで測定できるもの) 及び 金属製直尺 (1000mm まで測定できるもの) を備えていること。
2. 折り畳み荷重試験設備	2. 300N の力を 1 分間加えられる設備を備えていること。
3. 安定性試験設備	3. 重すい(約 100×150mm の接地面を有する質量 20kg のもの)と直径 115mm、長さ 300mm の円柱で質量 25kg のもの、平らな板 (表面あさはベニヤ程度のあさで、質量 30kg の重すいを載せても著しいたわみがないもの) 及び分度器を備えていること。
4. すべり抵抗試験設備	4. 重すい(約 100×150mm の接地面を有する質量 20kg のもの)、水平平坦な床 (JISA5705 に規定されたビニル系床材) を備えていること。
5. 走行性試験設備	5. 合板 (表面あさはベニヤ合板程度のあさで、質量 10kg の重すいを載せても著しいたわみがないもの)、鋼製巻尺 (4,000mm まで測定できるもの) 及び分度器を備えていること。
6. 強度試験設備	6. トルク測定器 (25N・m までトルクを測定することができるもの) 及びばねばかり (150N 及び 250N まで測定できるもの) 及び重すい (質量の合計が 36kg と 15kg のものと、約 100×150mm の接地面を有する質量 60kg のもの又は 20kg のもの 3 個) を備えていること。
7. 耐衝撃試験設備	7. 砂袋 (直径約 200mm の底面を有する質量 20kg のもの)、金属製直尺 (300mm まで測定できるもの)、重すい(約 100×150mm の接地面を有する質量 20kg のもの)、衝撃試験装置 (幼児用三輪車の基準 6. (2) に規定する性能を有するもの)、合板 (表面あさはベニヤ合板程度のあさで、質量 30kg の重すいを載せても著しいたわみがないもの)、分度器、鋼製巻尺 (1,500mm まで測定できるもの) 及びコンクリート製平面壁 (高さ 300mm 以上で床面に固定されており、

<p>8. 毒性分析試験設備</p> <p>ただし、耐衝撃試験及び毒性分析試験技術の状況により試験することが適切であると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者であって、製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>容易に破損、振動などの異状がない構造のもの)を備えていること。</p> <p>8. ポーラログラフ、化学天秤、水槽、ドラフト及び科学試験器具を備えていること。</p>
--	--

表3：型式区分（ロット認証と共通）

要素	区分
ハンドルの材質	(1) 金属製のもの (2) 合成樹脂製のもの (3) その他のもの
ハンドルポストの形式	(1) 単一式のもの (2) 複数式のもの
フレームの材質	(1) 金属製のもの (2) 合成樹脂製のもの (3) その他のもの
タイヤの材質	(1) 合成樹脂製のもの (2) ゴム製のもの (3) その他のもの
車輪の駆動方式	(1) 前輪とペダルがクランクで直結されているもの (2) チェーン式のもの (3) その他のもの
押し手棒及び機能	(1) ハンドルの連動機構のあるもの (2) ハンドルの連動機構のないもの (3) 押し手棒のないもの

表 4 : 型式確認申請手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請手数料 5,500 円/型式 (税抜 5,000 円/型式)</li> <li>※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。</li> </ul>	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一般財団法人日本車両検査協会</li> <li>・ 型式確認試験手数料</li> <li>押し手棒なし 63,800 円 (税抜 58,000 円)</li> <li>押し手棒付き 72,600 円 (税抜 66,000 円)</li> </ul>	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。

・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

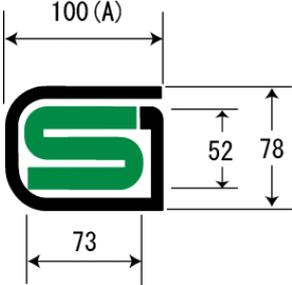
表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

名称	送付先	検査試料の数
型式確認試験の申込先	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一般財団法人日本車両検査協会</li> <li>&lt;東京検査所&gt;</li> <li>〒114-0003</li> <li>東京都北区豊島 7-26-28</li> <li>TEL. 03(3912)2361 FAX. 03(3912)2208</li> <li>E-mail: tokyo@jvia.or.jp</li> </ul>	1 台/型式

表 6 : 型式確認試験の有効期限

適合日より 2 年間
------------

表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は37mm×37mmです。 最小交付単位は50枚です。</p> <div data-bbox="895 629 1059 792" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、Webからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。</p>
<p>自社表示方式</p>	<p>製品本体に図2に示すSGマークを浮きだし、刻印、印刷又はシールなどを用いて表示します。</p> <div data-bbox="810 1218 1102 1503" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図2 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法：Aを100としたときの比率で表しており、Aは8.0mm以上とする。</li> <li>・ 色彩：協会の表示要領に定める色彩又は単色とする。</li> </ul> <p>※ 図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>なお、申請の際に、製品を一意に特定できるシリアル番号リ</p>

	<p>スト等も添付すること。</p> <p>このとき同時に表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>報告は、Web からログインし、「SG マーク表示数量申請」からお願いします。</p>
--	--

表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 押し手棒付き 12.1 円/個 (税抜 11 円/台)</li> <li>・ 押し手棒なし 9.9 円/個 (税抜 9 円/台)</li> </ul> <p>※ SG ラベルの送付先が外国の場合には、別途送料が必要です。</p> <p>※ 外国からの送金の場合は、税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 3 0 0 4 4 7 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限 (ロット認証と共通)

購入日より 2 年間
------------

## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

申請窓口	一般財団法人日本車両検査協会	
	東京検査所	〒114-0003 東京都北区豊島 7-26-28 TEL. 03 (3912) 2361 FAX. 03 (3912) 2208 E-mail:tokyo@jvia.or.jp
	大阪検査所	〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町 2-66-2 TEL. 072 (233) 2001 FAX. 072 (233) 2002 E-mail:osaka@jvia.or.jp

表 11 : ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先
一般財団法人日本文化用品安全試験所	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <p>押し手棒なし 63,800 円（税抜 58,000 円） 押し手棒付き 72,600 円（税抜 66,000 円）</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 押し手棒付き 12.1 円/個（税抜 11 円/台） 押し手棒なし 9.9 円/個（税抜 9 円/台）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <p>160 以下： 6,600 円（税抜 6,000 円） 161～650： 13,200 円（税抜 12,000 円） 651～1,600： 19,800 円（税抜 18,000 円）</p> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	委託検査機関が案内する方法によりお支払い願います。

・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 37mm×37mm です。</p> <div data-bbox="895 577 1059 741" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
自社表示方式	<p>製品本体に図 2 に示す SG マークを浮きだし、刻印、印刷又はシールなどを用いて表示します。</p> <div data-bbox="810 1122 1099 1406" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寸法：A を 100 としたときの比率で表しており、A は 8.0mm 以上とする。</li> <li>・ 色彩：協会の表示要領に定める色彩又は単色とする。</li> </ul> <p>※ 図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>自社表示する場合、SG マーク使用規程（ロット認証自社印刷事業者用）第 4 条に記載の情報が必要となりますので、電子フ</p>

	<p>ファイルでご準備をお願いします。</p> <p>なお、申請の際に、製品を一意に特定できるシリアル番号リスト等も添付すること。</p>
--	---

---

【作成・改正履歴】

2021/6/1：新規作成

2024/9/3：SG マーク表示について、自社表示方式の追加